

「建設工事における注文者対策に関する調査研究」
報告書（好事例集）

平成20年12月

建設業労働災害防止協会

はじめに

建設投資の減少等により建設企業においては経営状況の非常に厳しいなか、安値受注競争等の影響から、ややもすると経費節減を優先するあまり労働災害防止にかかる予算や人材配置等が十分とは言えない建設現場のあることが懸念されます。

しかしながら、そうした中であっても、労働者だけでなく市民や近隣住民を巻き込んだ災害を発生させないためにも建設業における労働災害防止活動を更に推進して行く必要があるとともに、従来の労働災害防止活動に加え新たなアプローチが求められています。

一方、公共工事発注者である国・地方自治体等においては工事発注プロセスの透明性や品質を確保すること、また、民間企業においてもCSR等が重要視されていることもあり、発注機関の一部では建設会社を選定する際の一つの指標として、企業の労働安全衛生活動を評価基準にしているところが見受けられます。

発注者は労働災害を防止する上で重要な役割を担っていることから、今後も引き続き労働災害減少傾向を維持するためには、このような発注者自らが講じている労働災害防止に関する措置、方策等を更に敷延していく必要があると考えております。

今般、当協会は厚生労働省の委託を受け、県・政令指定都市の公共工事発注機関並びに公共性の高い工事を発注している民間企業が講じている、入札段階や施工段階における労働安全衛生活動に関する好事例を取り纏めました。

つきましては、公共工事及び民間工事発注機関等が建設工事を発注する際の参考として頂ければ幸いです。

平成20年12月

建設業労働災害防止協会

建設工事における注文者対策に関する調査研究委員会
委員名簿

- 【委員長】 北山 宏幸 労働安全コンサルタント
旧労働省（元）労働安全衛生部長
- 【委員】 池田 秀生 埼玉県土整備部技術管理課 課長
- 〃 浮田 義明 (株)フジタ 安全品質・環境本部 安全部長
- 〃 奥秋 芳一 国土交通省関東地方整備局 企画部
技術調査課 課長
- 〃 権田 勇治 東京電力(株)資材部 発電設備調達センター
土木建築調達グループ マネージャー
- 〃 佐藤 孝光 永光建設(株) 代表取締役社長
- 〃 高木 元也 (独)労働安全衛生総合研究所 人間工学・
リスク管理グループ 主任研究員
- 〃 武田 信一 (株)熊谷組 営業部 部長
- 〃 野川 達也 東急電鉄(株)鉄道事業本部 工務部
建設課 課長

(順不動敬称略)

目 次

I	調査研究の目的	1
II	発注行政の現状	
1	建設業を取り巻く環境の変化と労働災害の推移	1
2	公共工事における入札方式	3
3	安全経費について	7
4	公共工事における無災害施工企業に対するインセンティブ	8
III	アンケート調査結果	
1	都道府県・政令指定都市の企業の労働安全衛生管理活動に対する 評価・加点（好事例）	8
2	都道府県・政令指定都市の安全経費の取扱い状況	10
IV	民間建設工事発注企業に関する調査結果	
1	民間建設投資額の推移と労働災害発生状況	11
2	公共性の高い工事発注企業における無災害施工企業に対するインセンティブ	11
3	公共性の高い工事発注企業が実施している労働安全衛生管理に係る 評価・加点（好事例）	12
4	公共性の高い工事発注企業が入札・施工段階で実施している安全衛生管理に 係る措置で有効と思われるもの（好事例）	12
5	安全経費	14
6	CSR と労働災害防止活動との関係	14
V	今後の課題	
1	公共工事	14
2	民間工事	15
資料-1	都道府県・政令指定都市の企業の労働安全衛生管理活動に対する 評価・加点一覧表	17
資料-2	都道府県・政令指定都市の企業の労働安全衛生管理活動に対する 評価・加点等に関するアンケート調査結果	21
資料-3	民間工事（公共性の高い工事）発注者が実施している労働安全衛生管理 活動等に関するヒアリング調査結果	31
資料-4	公共工事発注機関の労働安全衛生管理活動等に対する評価・加点に 関するアンケート調査票	37
資料-5	民間工事（公共性の高い工事）発注者が実施している労働安全衛生管理 活動等に関するヒアリング調査票	51

I 調査研究の目的

建設工事の発注者による安全衛生への配慮が労働災害防止活動を推進する上で重要な役割を担っているとともに、近年企業のCSR(Corporate Social Responsibility)や公共団体の責務など、発注者の社会的責任も充分考慮した対応が求められている。

こうしたことから、公共工事の発注者である地方自治体の一部では、発注先企業を選定する際に、安全衛生管理活動に積極的に取り組んでいる企業を評価し、加点を講じているところが見受けられる。

一方、厚生労働省は、建設業における労働災害を更に減少させるためには、建設工事発注者による安全衛生対策経費（安全経費）の確保や公共工事等の調達制度において労働安全衛生マネジメントシステム等に対する企業の積極的な取組みを評価する制度の導入等を促進する必要があると考えている。

今般、こうした活動の一環として、当協会が厚生労働省の委託を受け、現在都道府県、政令指定都市が講じている労働安全衛生活動に関する建設企業の評価や、安全経費の取扱等の実態を把握するためアンケート調査を実施した。また、民間においても、ガス・電気・鉄道・道路等インフラ整備のための公共性の高い工事を発注している企業を訪問しヒアリング調査も併せて実施した。以下にその調査結果を示す。

II 発注行政の現状

1 建設業を取り巻く環境の変化と労働災害の推移

(1) 建設業の経営状況と今後の課題

我が国の建設投資額は、平成4年度の84兆円をピークに以後減少に転じ、平成19年度は49兆円とピーク時に比べ約42%も減少している。

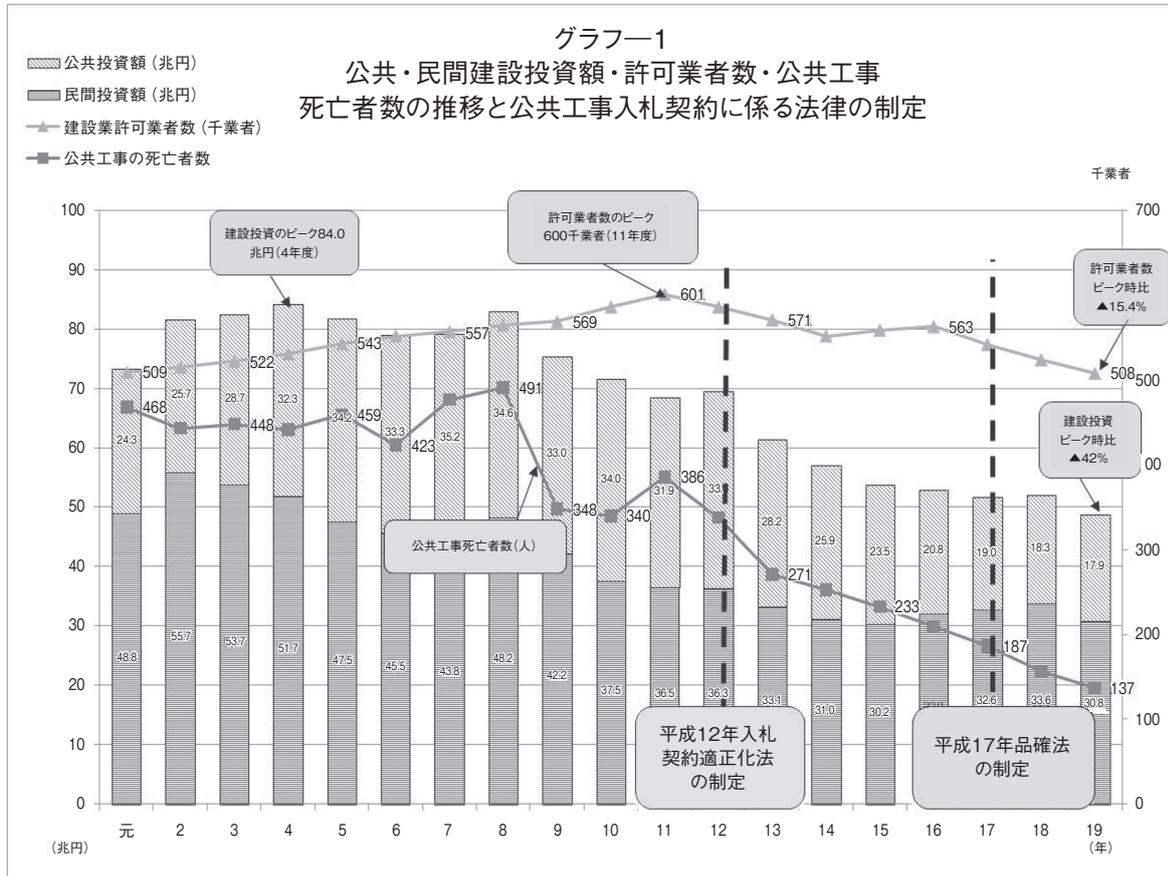
また、建設許可業者数は平成11年度の60万社をピークに平成19年度には50万8千社とピーク時の15%減となっている（グラフ-1参照）。

この結果、建設投資額が42%と大幅に減少しているのに比べ、建設許可業者数はゆるやかな減少となっていることから、建設工事の受注競争が益々激しくなり、低価格入札等の問題が発生している。国土交通省では低価格入札工事における問題点として以下の点を取り上げている（国土交通省低入札価格調査より）。

- ①低入札価格は平均的に赤字受注
- ②低入札工事では無理に工期を短縮しようとする傾向がある
- ③落札率が低下すると工事成績は低下する
- ④低入札工事は平均工事成績が低い
- ⑤落札率が低いほど下請企業が赤字となる

(2) 公共工事における死亡災害発生件数の推移

公共工事における死亡災害数は平成8年の491人をピークに減少傾向にあり、建設投資額が下げ止まり、横ばい傾向になった平成15年以降において、民間工事における死亡災害が減っていない状況（P11グラフー6参照）に比べ公共工事における死亡災害は確実に減少している。

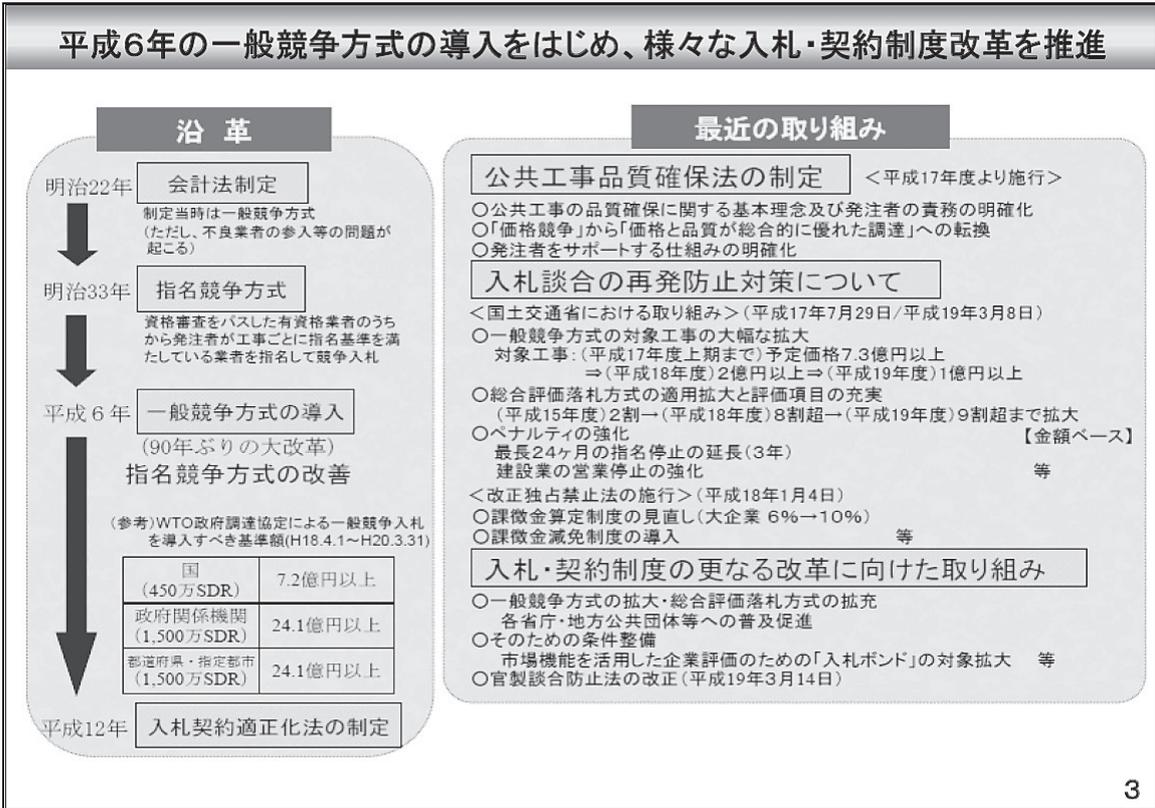


(3) 入札契約適正化法の制定

平成12年に「入札契約適正化法」が制定されたことにより、原則として公共工事発注者は受注企業の「工事成績評定」を実施することとなり、「入札参加資格審査」等の採点項目として工事成績評定点を導入する自治体が増加した。

(4) 公共工物品質確保法の制定

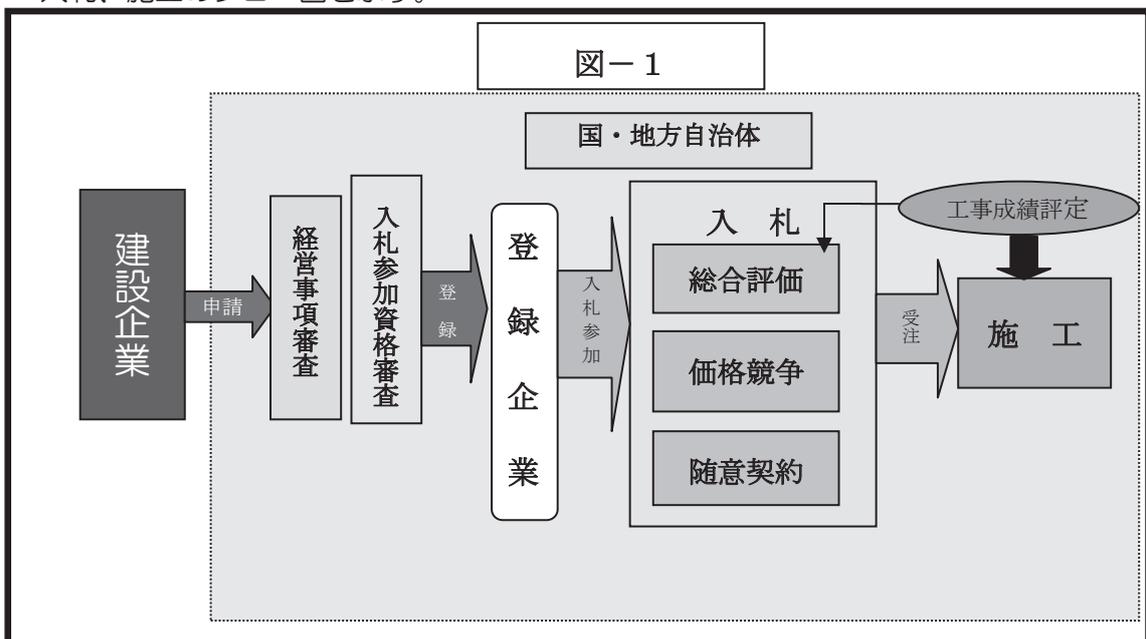
平成17年に「公共工物品質確保法」の制定により、総合評価落札方式の運用拡大と評価項目を充実することとなった。また、公共工事入札の際に建設企業の安全衛生管理の取り組み状況等の評価結果も入札に反映する自治体が増加した。



2 公共工事における入札方式

国・地方自治体における一般的な入札方式は下図のようになっており、優良企業を確保するため、「経営事項審査」を加味した「入札参加資格審査」をパスした企業が国・自治体に登録され、登録された企業のみが入札に参加することができる。

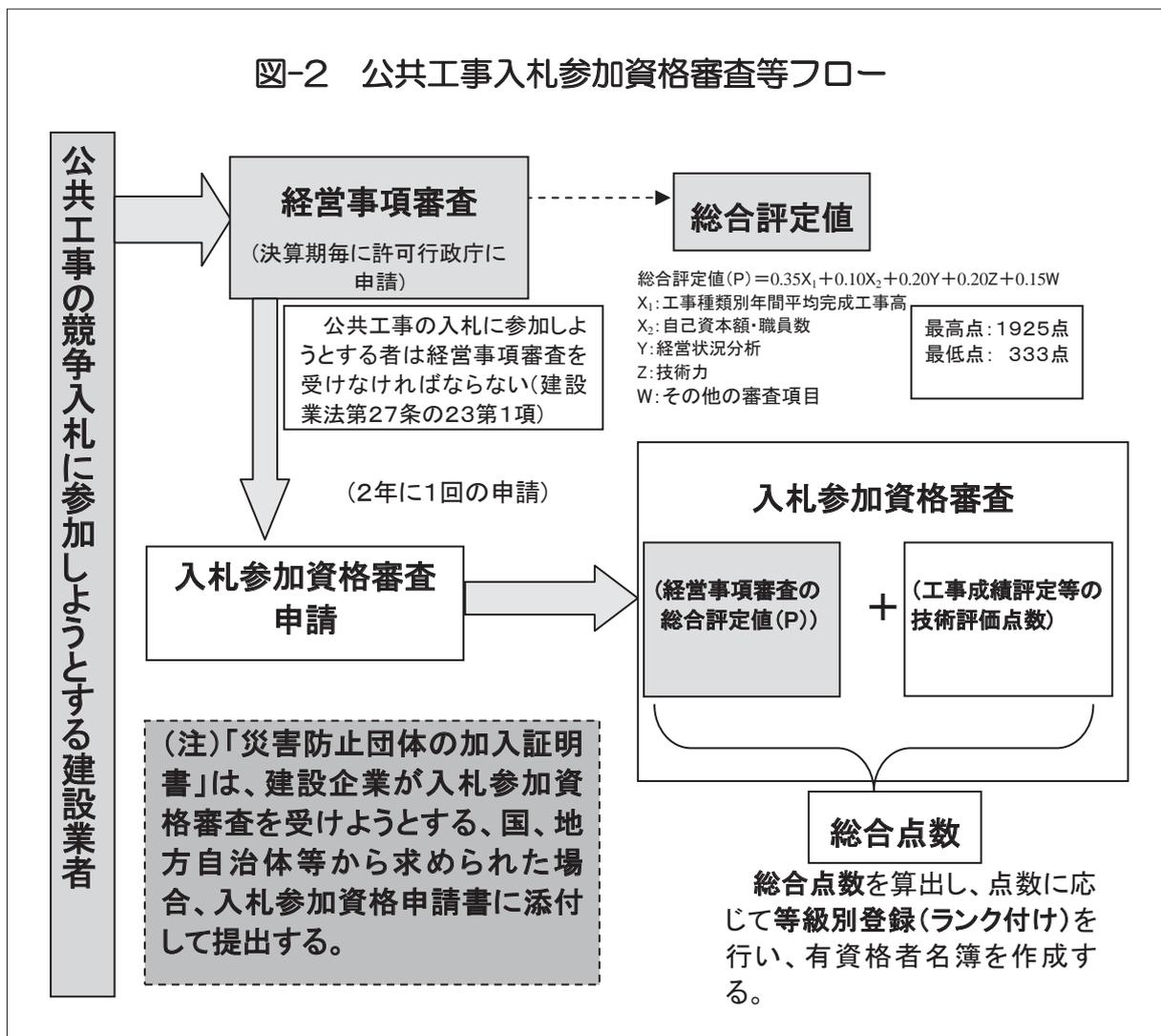
また、近年、「公共工物品質確保法」の制定により、「総合評価落札方式」を採用する自治体が急増しており、「総合評価落札方式」の評価項目として、安全衛生管理活動に関する状況や災害発生の有無等も評価・加点されている場合がある。以下に一般的な入札、施工のフロー図を示す。



(1) 入札参加資格審査について

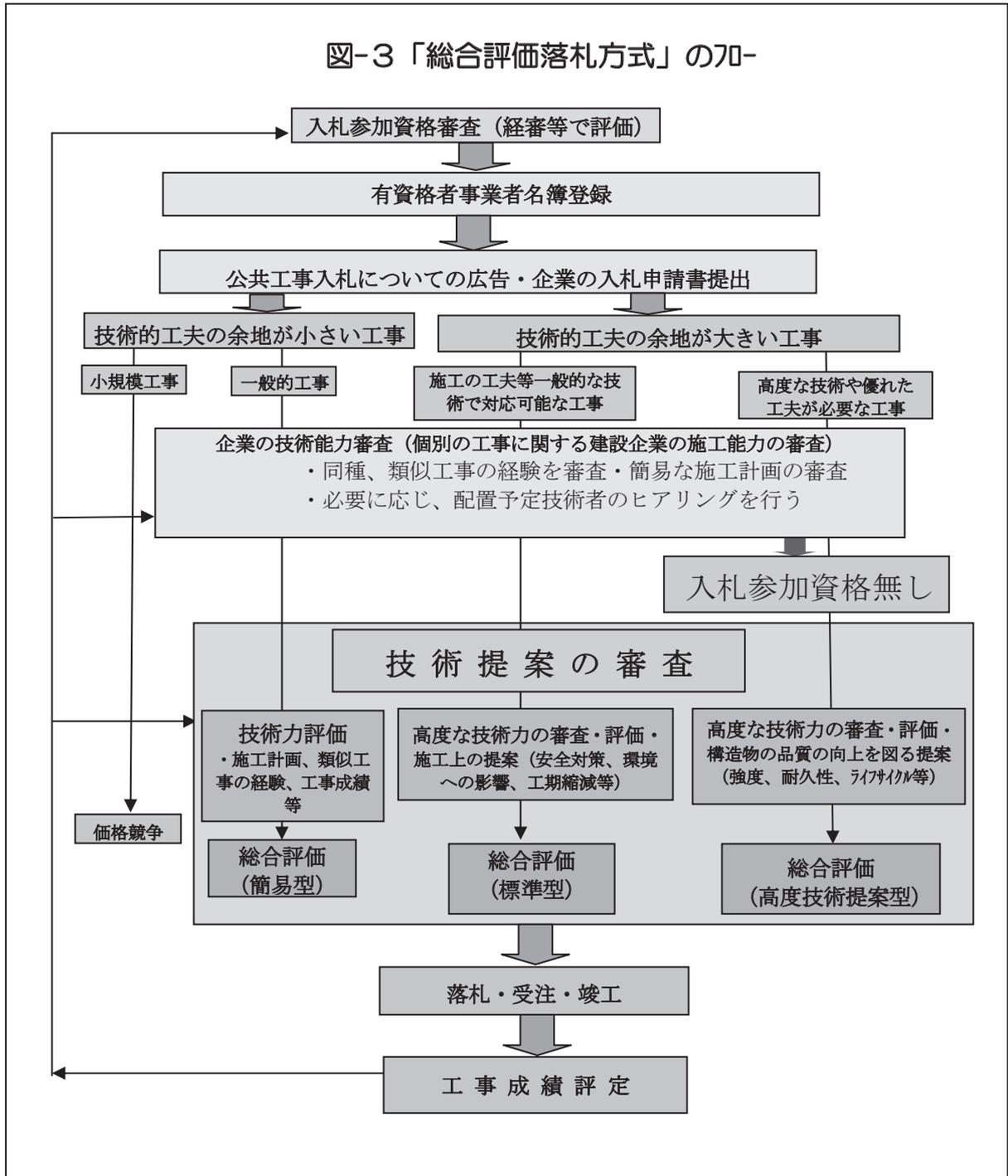
国や地方自治体は、工事発注に当たり工事を発注するに相応しい適切な建設業者の選定を行うため、企業の資格審査（「入札参加資格審査」）を行った上、有資格者名簿にランク分けして登録する制度を実施しており、この名簿に登録された企業のみが入札に参加できる仕組みとなっている。

「入札参加資格審査」は、「経営事項審査」の総合評価値に各官庁・地方自治体等の独自の基準（工事成績評価等の技術評価点数）を加えた総合点数で入札ランクを決定する官庁・地方自治体等がほとんどであり、この「技術評価点数」の中で安全衛生管理活動も評価・加点されている。以下にそのフローを示す。



(2) 総合評価落札方式について

個別工事の入札段階において、入札価格が予定価格の制限内にある企業のうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高い企業を落札企業とすることにより、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた企業を選択できる方式であり、技術能力等の審査の中で、安全対策や企業の安全衛生管理活動等を評価・加算している場合がある。以下にそのフローを示す。



(3) 工事成績評定について

「入札契約適正化法」の制定及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、国、地方自治体が工事施工業者の評価を行うものであり、品質の確保、業者選定の透明性・客観性の高い入札制度を行うためにこの評価結果を活用しており、企業の安全教育の実施や安全管理に関する項目についても評価・加点している。以下にその一例を示す。

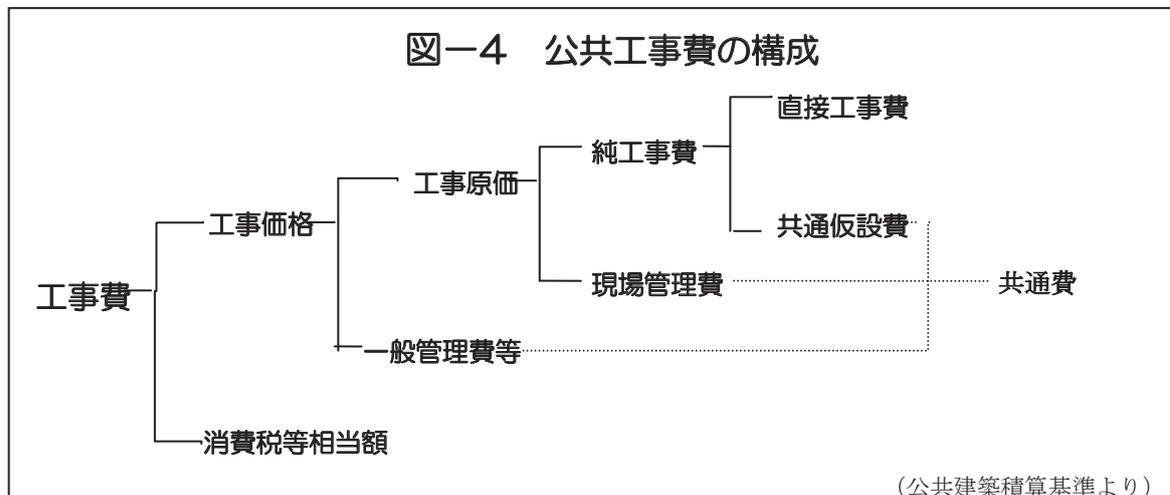
表－1 「工事成績評定」評価項目・評価点

項目	細別	得点割合
1.施工体制	・施工体制一般	2.45点
	・配置技術者	2.9点
2.施工状況	・施工管理	12.95点
	・工程管理	8.5点
	・安全対策	9.8点
	・対外関係	2.6点
3.出来形及び出来ばえ	・出来形	15.6点
	・品質	18.1点
	・出来ばえ	10.7点
4.高度技術	・高度技術力	5.9点
5.創意工夫	・創意工夫 (建設従事者教育受講等安全管理に関する評価)	4.1点
6.社会性等	・地域での貢献等	6.4点
7.法令遵守等		
	合計	100点

(埼玉県さいたま市 細目別評定点採点表参照)

3 安全経費について

「安全経費」として単独での積算は行われておらず、「直接工事費」（積み上げ）や「共通仮設費」（積み上げ及び直接工事費に対する率）の中に包含される形となっている。以下に工事費の費目構成と安全経費の具体的な内容と取扱いを示す。



表一-2 公共工事積算基準における「安全衛生管理に必要な費用」の区分と仕様

費用区分	主な内容	費用の計上方法	
直接工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物施工のための足場・支保工、土留・締切りなどの直接仮設の設備、撤去の費用及び損料 外部足場：本足場、抱足場、一本足場など 内部足場：棚足場、脚立足場、移動足場 ・工事関係者及び第三者の災害を防止するために設置する設備（災害防止又は安全設備という）。 外部落下物防止（朝顔）、防災シート、安全ネット、金網養生、安全手摺りなど ・トンネル工事における集塵機の運転費用 ・その他 	積み上げ計上	
共通仮設費	安全費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事地域内全般の安全管理上の監視、連絡などに要する経費 ・標識など安全施設類の設置、撤去に要する費用 	直接工事費に対する率計上及び積み上げを併用（共通仮設費に含む）
	仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル工事の照明設備の設置、撤去に要する費用 ・電話等、工事用連絡設備の設置、撤去に要する費用 ・転落防止柵などの防護施設の設置、撤去に要する費用及び損料 	積み上げ計上（共通仮設費に含む）
現場管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の安全・衛生に要する費用及び研修訓練などに要する費用 ・現場従業員及び作業員に関する労災保険・健康保険の事業者負担額 	純工事費に対する率計上（現場管理費に含む）	

(表-2 はアンケート調査結果をもとに作成)

4 公共工事における無災害施工企業に対するインセンティブ

(1) 安全工事へのインセンティブ

- ①優良工事等施工者（安全対策）表彰
- ②工事成績評定への反映
- ③総合評価への加点
- ④受注機会の拡大

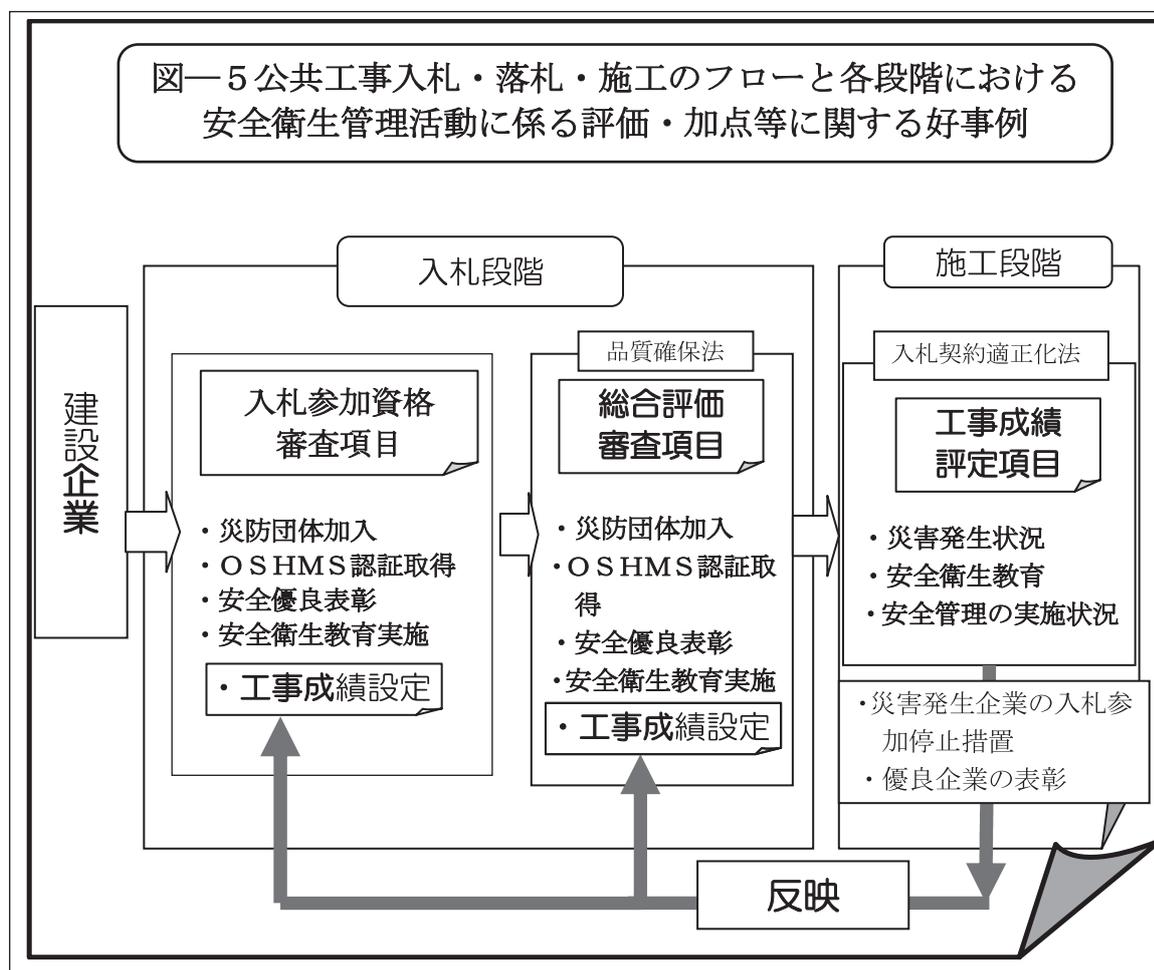
(2) 災害発生業者へのペナルティー

- ①指名停止・文書注意等処分
- ②工事成績評定への反映
- ③総合評価加算点への反映
- ④受注機会の減

Ⅲ アンケート調査結果

1 都道府県・政令指定都市の企業の労働安全衛生管理活動に対する評価・加点（好事例）

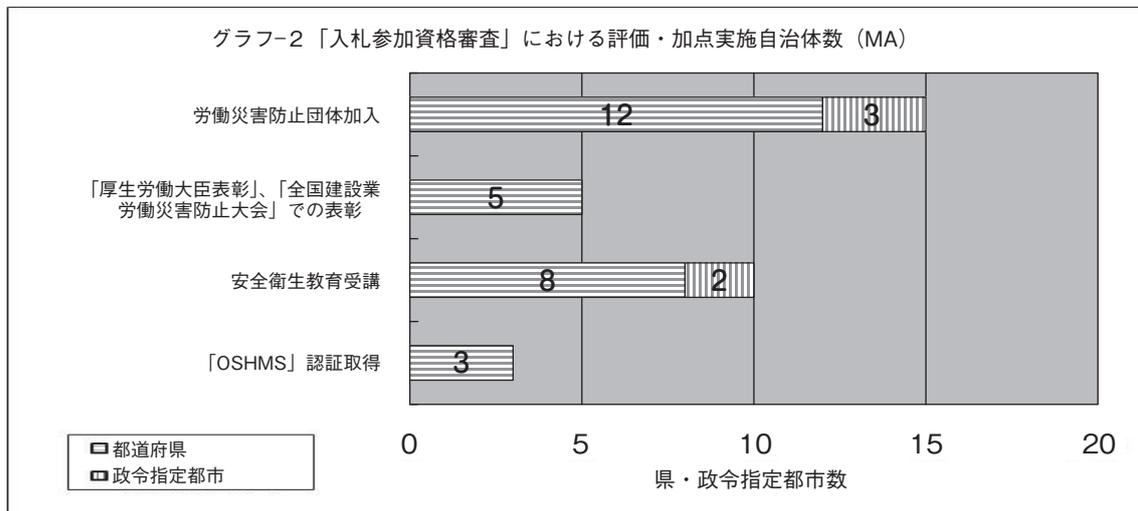
地方自治体等の一部では下図のような入札・受注・施工の各段階において、安全衛生管理活動等を積極的に取り組んでいる企業に対して評価・加点を実施しており、受注企業の施工中の状況等を評価した「工事成績評定」結果を、次回以降の入札に反映させている。（アンケート調査詳細結果はP17資料No.1 及び P21資料No.2）



(1) 「入札参加資格審査」における評価・加点状況

入札参加資格審査において、一部の都道府県、政令指定都市では、下記の項目について建設企業を評価し加点措置を講じている。

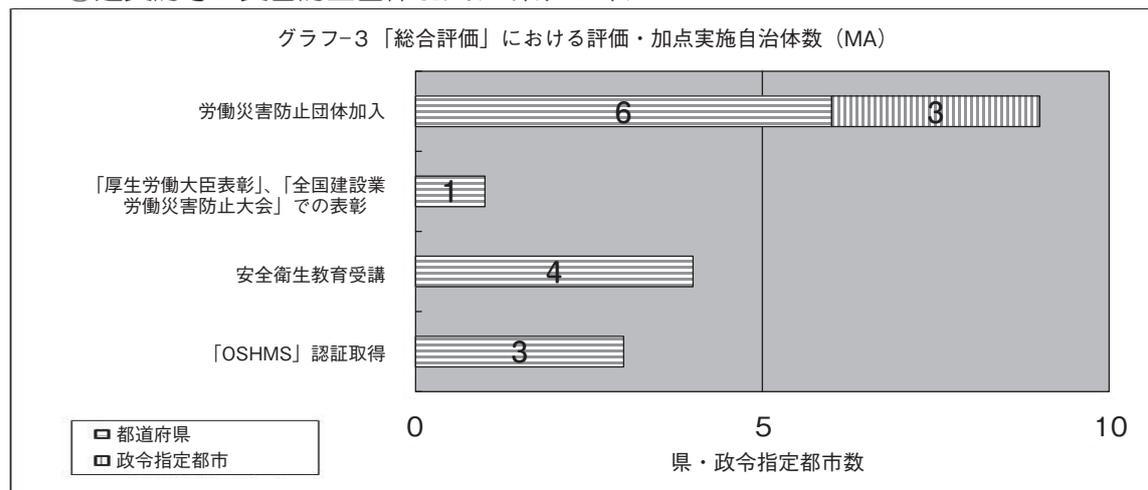
- ①「OSHMS」認証取得（3 県）
- ②安全衛生教育受講（8 県、2 市）
- ③「厚生労働大臣表彰」、「全国建設業労働災害防止大会」での表彰(5 県)
- ④建災防等の災害防止団体加入(12 県、3 市)



(2) 「総合評価落札方式」における評価・加点状況

総合評価において、一部の都道府県、政令指定都市では、下記の項目について建設企業を評価し加点措置を講じている。

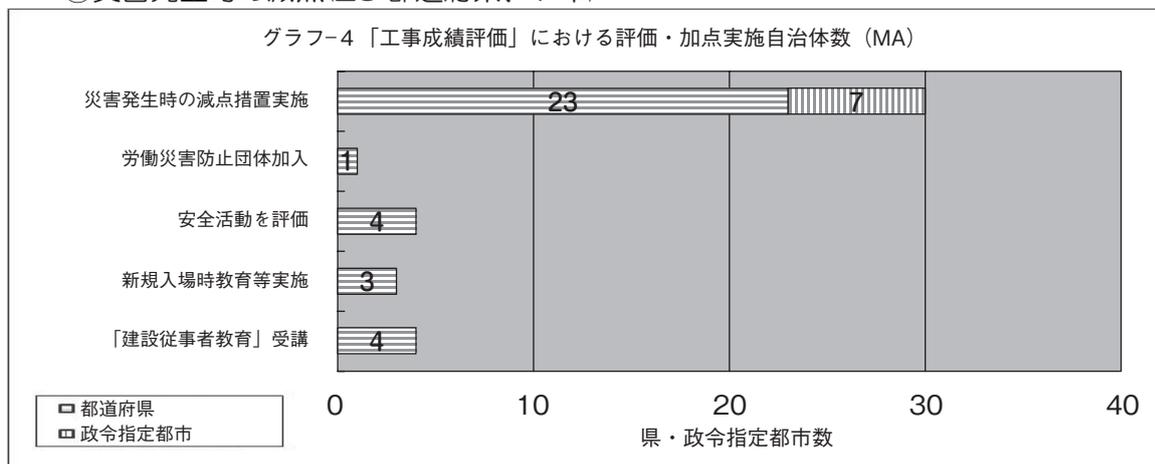
- ①「OSHMS」認証取得（3 県）
- ②安全衛生教育受講(4 県)
- ③「厚生労働大臣表彰」、「全国建設業労働災害防止大会」での表彰(1 県)
- ④建災防等の災害防止団体加入(6 県、3 市)



(3) 「工事成績評定」における評価・加点状況

工事成績評価において、一部の都道府県、政令指定都市では、下記の項目について建設企業を評価し加点措置を講じている。

- ①建設従事者教育受講(4 府県)
- ②新規入場時教育等実施(3 県)
- ③安全活動を評価(5 県)
- ④建災防等の災害防止団体加入(1 県)
- ⑤災害発生時の減点(23 都道府県、7 市)



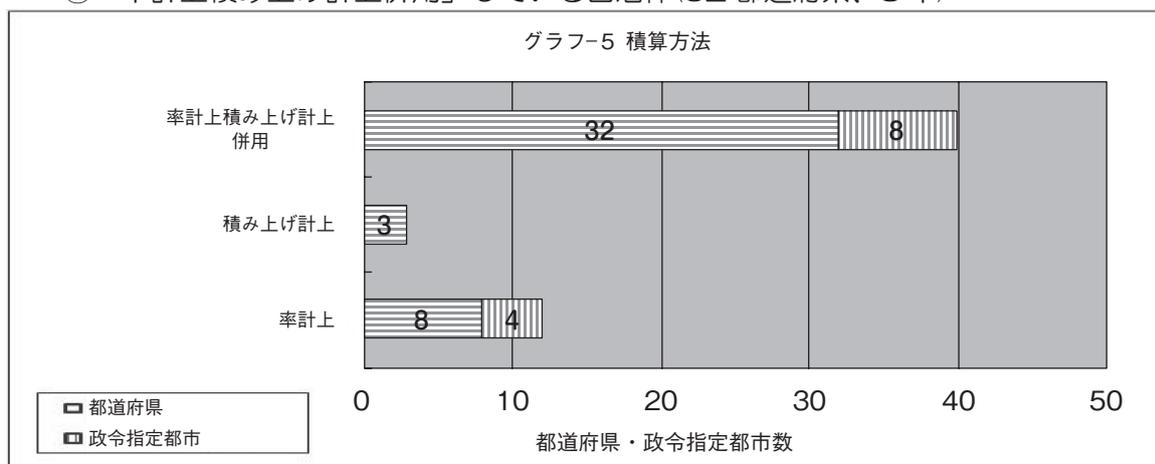
2 都道府県・政令指定都市の安全経費の取扱い状況

安全経費を工事費と別立てで計上している自治体は見当たらず、工事費全体が縮小されると自ずと安全経費も縮小されるものと思われるが、一部の安全に係る資機材等（ガードマン雇上費、カラーコーン、バリケード等）については、「積み上げ」で積算されている。

(1) 積算方法

各自治体における発注時の積算方式は下記のとおり。

- ①「率計上」を採用している自治体(8 県、4 市)
- ②「積み上げ計上」を採用している自治体(3 県)
- ③「率計上積み上げ計上併用」している自治体(32 都道府県、8 市)



(2) 「率計上」における安全経費の割合

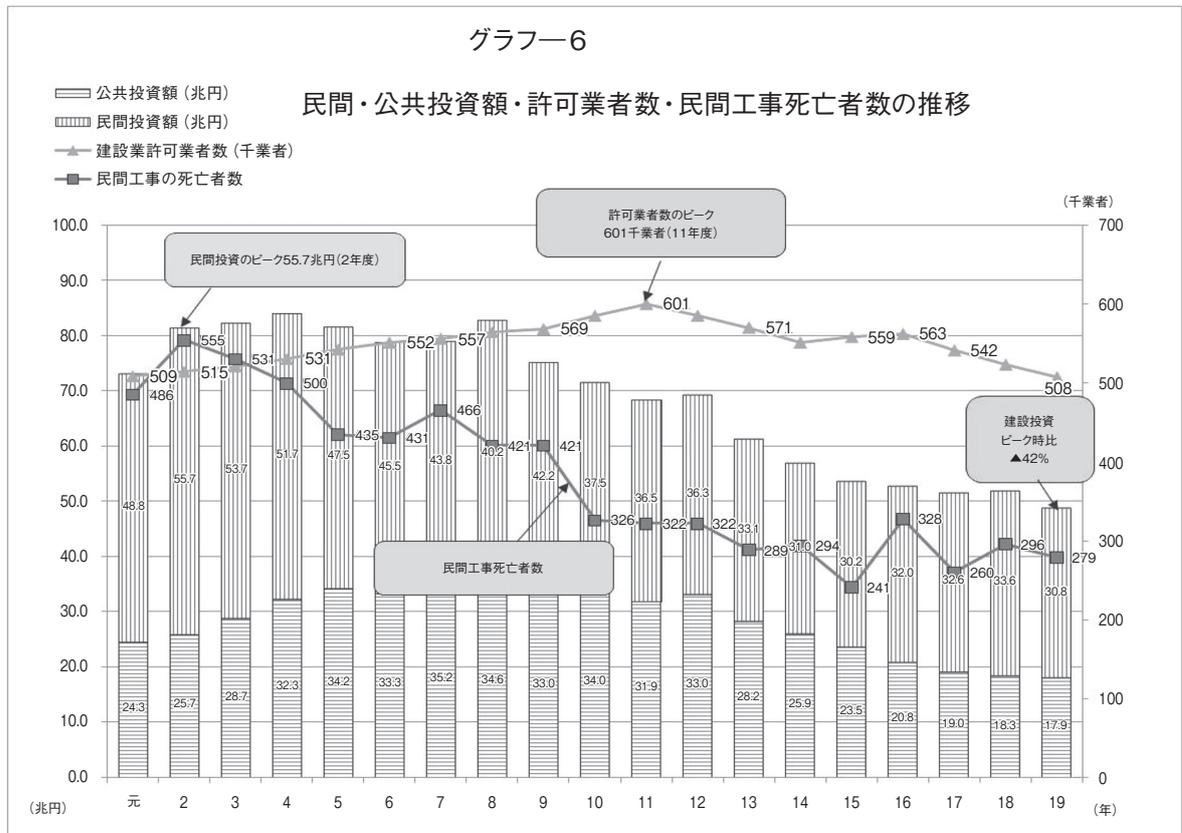
福井県(0.1%~0.5%)、岐阜県(3.9%)、京都市(3~5%)と回答しており、その他の自治体については不明である。

IV 民間建設工事発注企業に関する調査結果

1 民間建設投資額の推移と労働災害発生状況

民間投資額は建設投資全体のピークより2年早く平成2年に55.7兆円とピークを迎え、同時に民間建設工事における労働災害死亡者数も555人をピークにその後減少傾向にあるが、ほぼ民間建設投資額に連動して増減している。（グラフー6参照）。

今回ヒアリング調査を行ったのは、電気、ガス、鉄道、道路等の公共性の高い工事発注企業の一部であるが、以下に述べるような様々な安全管理に関する措置・活動を実施している。その効果は全体の統計データには現れないものの、実際に企業の災害発生状況や安全管理活動が翌年の受注額等に反映されること等から安全施工や安全衛生管理活動を実施するインセンティブとしての効果は高いものと思われる。



2 公共性の高い工事発注企業における無災害施工企業に対するインセンティブ (詳細ヒアリング調査結果はP31資料No.3)

(1) 安全工事へのインセンティブ

- ①次年度の受注額に影響
- ②優良企業に対するボーナス発注（特命発注）
- ③優良工事等施工者（安全対策）表彰
- ④「工事成績」への反映
- ⑤「総合評価」への反映

- (2) 災害発生業者へのペナルティー
 - ①指名・契約停止・文書注意等
 - ②工事成績への反映
 - ③受注額の減少

3 公共性の高い工事発注企業が実施している労働安全衛生管理に係る評価・加点（好事例）

(1) 安全優良企業へのボーナス発注

自社で定める「施工評価制度」において優秀な成績（無災害で竣工など）を取得した企業に対して、次年度に新たな工事を「随意特命契約」で発注する、「ボーナス発注」を行っている。

(2) 「総合評価落札方式」の導入

国土交通省に倣い、入札の際に「総合評価落札方式」を導入している企業があり、「総合評価落札方式」の中で、建設企業の安全管理の状況や「工事成績」評価点等、客観的な指標を用いて評価・加点している。

(3) 「工事成績評定」の実施

調査を実施した発注企業の多くで工事施工中や品質についての評価を行っており、この評価点を次回の入札に反映している。

(4) 業者登録制度

多くの発注企業が「指名競争入札」を実施しており、指名業者の選定において、過去の災害発生状況や発注企業の要求する安全衛生教育を受けた企業や資格の有無等を審査し、これにパスした企業を指名業者として登録している。

(5) 災害発生建設企業の発注停止や契約解除

受注企業に起因する重大な災害等をおこした建設企業に対して減点（累積により次年度の工事発注量に影響）や指名停止、契約解除、監督者や工事士の資格停止等の措置を取っている。

(6) 安全優良企業の表彰制度

工事を安全に施工した企業や個人を表彰するとともに、「工事成績評定」等に反映していることから次年度の入札にも影響する。

4 公共性の高い工事発注企業が入札・施工段階で実施している安全衛生管理に係る措置で有効と思われるもの（好事例）

(1) 「リバースオークション」方式

施工会社を決定した後、工事内容、受注額等について交渉で決める方式で、安全衛生に係る技術や安全経費等もこの中の話し合いで決定されるため、人件費や安全経費の無理な削減をしなくて済む。

(2) 安全パトロールの実施

発注者の安全衛生監督官が全工事現場を対象として巡回パトロールし、指導・監督を行っている。また、数工区に分けて分割発注しているような場合、自社が発注した全工区の請負会社が集まって他工区の現場も相互にパトロールしその結果を話し合う「合同評価会」等を開催している。

(3) 輻輳工事における発注者の統括的指導

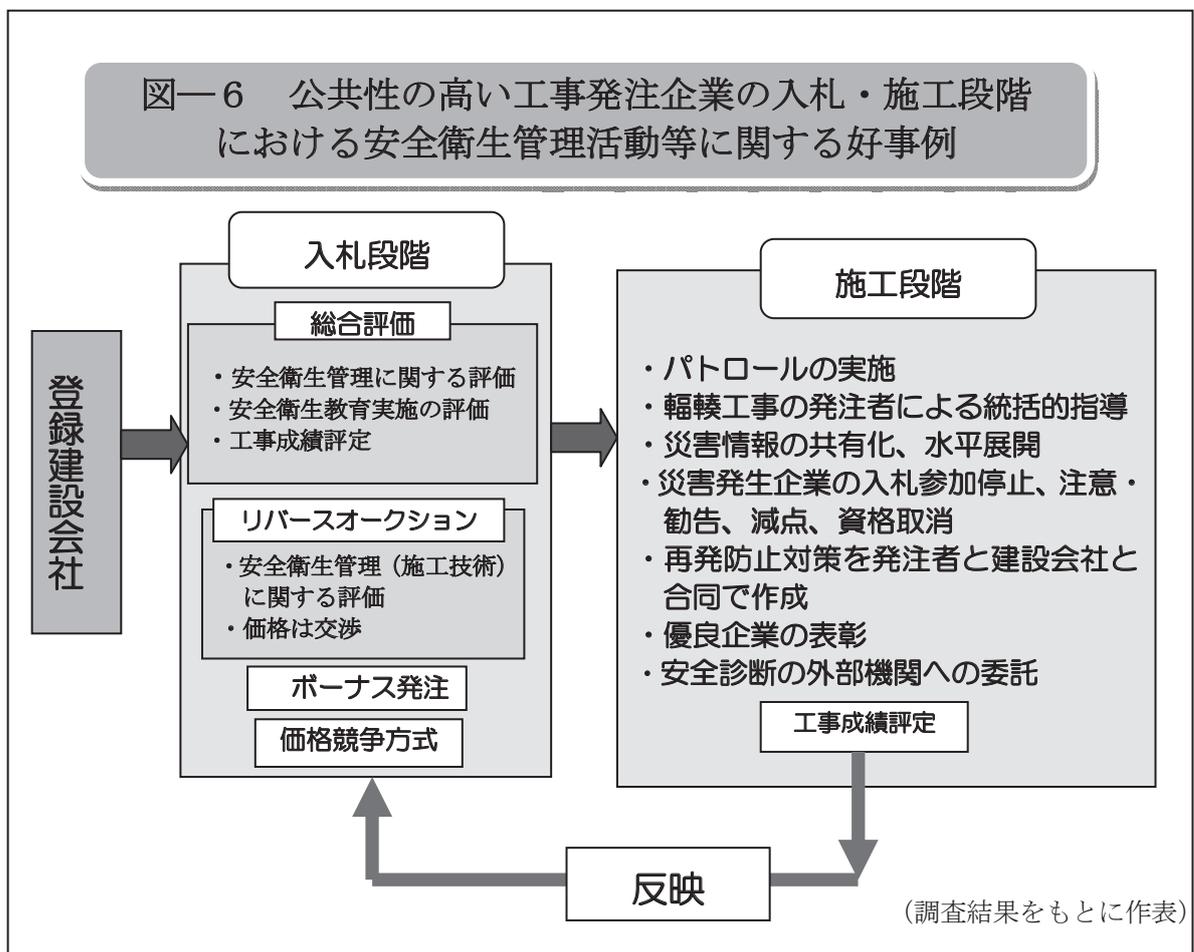
大規模な工事等で何社もの建設会社が輻輳して工事を行う場合、発注者が常駐し、各建設会社間の調整等、統括的指導を実施している。

(4) 災害情報の共有化と水平展開

発注工事現場で発生した災害情報を発注者が一元管理し、本社に設置されたモニターにリアルタイムで事故発生状況や現場映像を流している。

また、災害情報を他の請負企業にも提供するとともに、災害を起こした会社と発注者が合同で再発防止対策を検討している。

図一六 公共性の高い工事発注企業の入札・施工段階における安全衛生管理活動等に関する好事例



5 安全経費

基本的には「安全経費」の単独計上や仕様書は無く、共通仮設費等の中で見積もられているが、特殊な資機材費等は積み上げで積算している。

しかし、「リバースオークション」方式においては、技術審査を優先して行い、その後価格交渉となるため、技術審査で認められた資機材等であれば見積もり額に計上されることとなる。

アンケート結果において「安全経費」として計上されている資機材等は以下のとおりである。

バリケード、安全用品、委員会開催費、保安要員、健康診断、医師配置、看護師配置、教育費用、列車接触防止機器、列車接近警報装置、防護策

6 CSR と労働災害防止活動との関係

各企業とも CSR に重点を置いた対応をしており、基本的には顧客や近隣住民を中心にした対策を中心に考えているが、中には工事受注企業も含めた、グループ全体で労働災害を無くすことも企業の責任であると捉え、CSR を企業の年次目標に掲げ、ホームページ等に掲載したり、CSR レポートを作成して公表している発注企業もある。

V 今後の課題

1 公共工事

(1) 安全経費の縮小

価格競争の激化により、低価格入札が見受けられ、また、労働災害防止に関する費用を「安全経費」として別立てで計上している発注機関は今回アンケート調査を実施した地方公共団体の中にはなかったこと等から、全体の工事額が減少するのに伴い「安全経費」の縮小が懸念される。

特に必要な安全措置については、これが仕様書に明記され、要する経費が確保される必要があると思われる。

(2) 安全衛生管理に関する評価・加点の実施率が低い

国土交通省では、「発注者別評価点の活用による審査マニュアル」を作成し地方自治体に配布するなど、公共工事の入札の際、安全衛生管理に関する評価・加点等の導入促進を図っている。

しかしながら、地方自治体における入札の際の安全衛生管理の評価・加点の実態は、OSHMS を「総合評価落札方式」の項目に加えている自治体はわずか 3 県であり、その他の項目についても導入率は低く、今後これらを如何にして導入拡大を図って行くかが大きな課題である。

(3) 発注者の評価・加点実施の動機に関する調査

今回の調査では、建設工事発注者が建設工事入札の際における、建設会社の評価・加点の実施状況等についての調査を行った。しかしながら、何時、どのような理由でこのような措置を導入したのかまでは調査できなかった。

今後こうした評価・加点導入の理由、目的等についても併せて調査を行うことにより、この制度の導入促進を図る際の参考となると思われる。

2 民間工事

(1)安全経費の縮小

建設不況等によりますます安値受注や価格競争が激化していることと思われ、請負額の減少に伴い「安全経費」の縮小が懸念される。特に、今回ヒアリング調査を実施した以外の中小零細建設企業においてはさらに厳しい状況が予想され、建設事業者がしっかりした安全に対する認識を持たないと、近い将来今まで維持してきた労働災害減少傾向に歯止めがかかる恐れがある。

(2) アンケート調査結果の公表と活用方法

今回ヒアリング調査に協力頂いた発注企業を訪問した際に、「今回実施する調査は今後の労働災害防止にとって有意義であるとともに、当方（業界）に取っても必要な情報であると思うのでヒアリング調査に協力するが、今後この調査結果をどのように公表し、どのように活用していくのか？ ただ報告書として取り纏めて積んで置くだけでは無いか？」との意見が聞かれた。

こうしたことから、今回の調査結果をどのように、民間企業の建設工事発注者と情報を共有していくかの方策について今後検討していく必要があると思われる。

資料No. 1

都道府県・政令指定都市の企業の労働安全衛生管理活動
に対する評価・加点一覧表

政令指定都市(公共工事発注者)の企業の労働安全衛生管理活動に対する評価・加点一覧表

番号	政令指定都市											安全衛生経費				備考											
	入札参加資格審査					総合評価簿礼方式						災害発生時 減点状況	率計上 積み上げ計上	率計上 積み上げ計上 併用													
	災害防止団体への加入 (建災防)		COHSMS 評価証取得		教育	防災団体への加入 (建災防)	COHSMS 評価証取得	教育	従業者 教育	その他	災害発生時 減点状況																
	提出を議決づ けている	提出を求め る	加入してい れば発行	加点状況	COHSMS 評価証取得	加点状況	教育	加点状況	被災団体への加入 (建災防)	COHSMS 評価証取得	加点状況	教育	従業者 教育	加点状況	その他	災害発生時 減点状況	率計上 積み上げ計上	率計上 積み上げ計上 併用									
1																○		○									
2																		○									
3																											
4		○	○	10.0			専門工事コース ス																				
5		○		10.0					○									○									
6		○		10.0					○									○									
7																○		○									
8						0.5					0.5(注)					最高20点		○									
9																最高20点											
10																		○									
11																		○ (3~5%)									
12																											
13																											
14		○	○	評価の参考														○									
15							CPDS、OPD10点									○											
16																最高20点			○								
17																最高20点			○								
合計																	4	2	3	2	3	1	7	4	0	8	

資料No. 2

都道府県・政令指定都市の企業の労働安全衛生管理活動に対する評価・加点等に関するアンケート調査結果

都道府県・政令指定都市の企業の労働安全衛生管理活動に対する評価・加点等に関するアンケート調査結果

I 調査実施時期及び調査方法

- (1) 調査時期：平成20年8月1日～9月10日
- (2) 調査の方法：アンケート調査票を建災防都道府県支部へ郵送、回収による調査

II 調査実施対象

- (1) 都道府県：47都道府県
- (2) 政令指定都市：17政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）

III 公共工事発注機関が実施している労働災害防止に関する評価・加点

1 OSHMS 認証取得企業の評価

一部の県においては、建設工事発注に関して、安全衛生管理を確実に実施している企業を選定するため、企業の日常の安全衛生管理活動を外部の機関が認証した、COHSMS あるいは OHSAS 認証取得企業を「入札参加資格審査」、「総合評価落札方式」において評価・加点する措置を講じている。

(1) 入札参加資格審査における加点

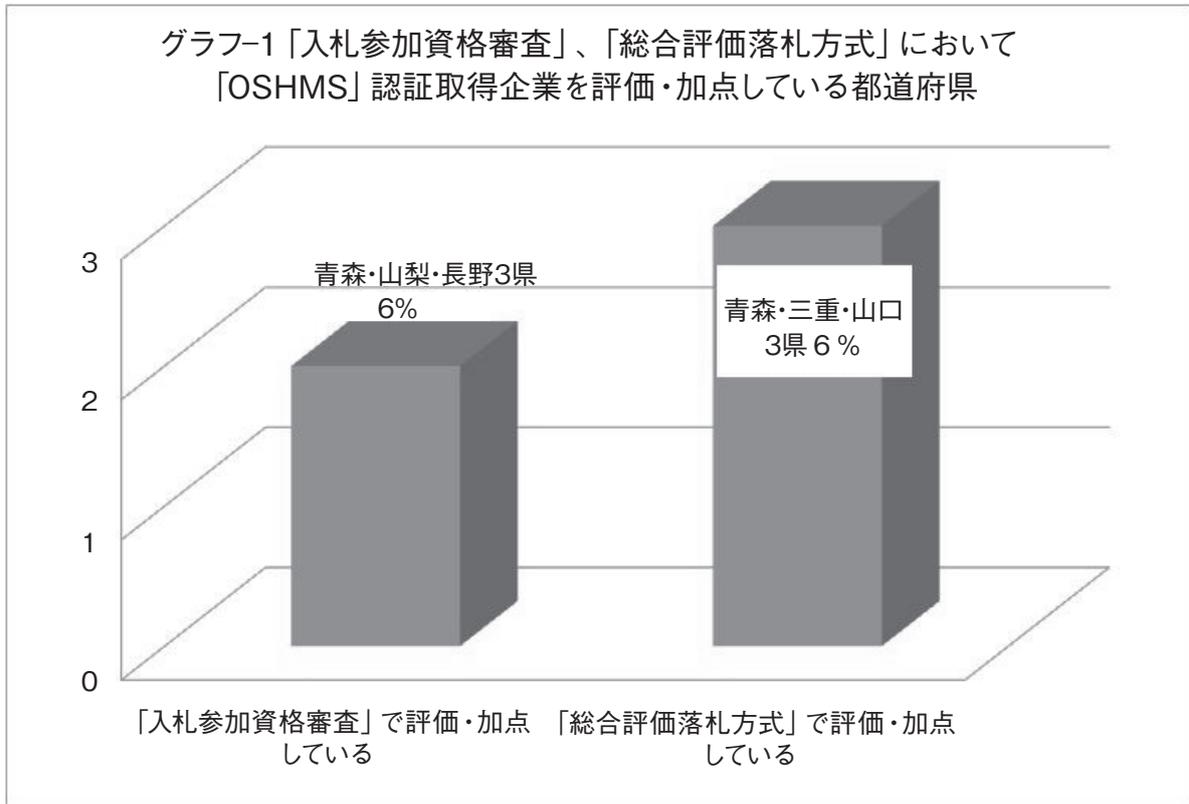
申請企業が「OSHMS 認証」を取得している場合加点している都道府県（点数）は以下のとおり。

都道府県：青森(10点)、山梨(10点※H20年12月～) 長野(15点) 計3県

(2) 総合評価落札方式における加点

申請企業が OSHMS 認証を取得している場合加点している都道府県（点数）は以下のとおり。

都道府県：青森(10/120点)、三重(5/300点)、山口(1/110点) 計3県



2 安全衛生教育受講企業の評価・加点

一部の都道府県や政令指定都市では、建設工事発注に関して、積極的に社員に安全衛生教育を受講させるなど、社員の安全衛生管理の知識・技術レベルの高い企業を「入札参加資格審査」、「総合評価落札方式」、「工事成績評定」において評価・加点措置を講じている。

(1) 入札参加資格審査における加点

申請企業が建災防の実施する安全衛生教育を受講している場合加点している講座名と都道府県（点数）、政令指定都市（点数）は以下のとおり。

①職長・安全衛生責任者

都道府県：山形(10点)、和歌山(最高20点)、島根(5点※H21年～)、岡山(最高5点) 計4県

②技能講習

都道府県：和歌山（最高20点）、熊本（点数不明） 計2県

③CPDSのうち建災防が実施する教育

都道府県：広島(20点)、佐賀(点数不明)、熊本（点数不明）、
宮崎（10/262点） 計4県

政令指定都市：広島（10点）

(2) 総合評価落札方式における加点

申請企業が建災防の実施する安全衛生教育等を受講した場合加点している講座名と都道府県（点数）は以下のとおり。

①建設従事者教育

都道府県：群馬（点数不明）

②CPDSのうち建災防が実施する教育

都道府県：岐阜（0.5）、和歌山（1点）、徳島（点数不明） 計3県

③建災防が実施する教育

政令指定都市：静岡市（0.5点）

(3) 工事成績評定における加点

工事受注企業が建災防の実施する安全衛生教育等を受講している場合、加点している都道府県（点数）は以下のとおり。

①建設従事者教育

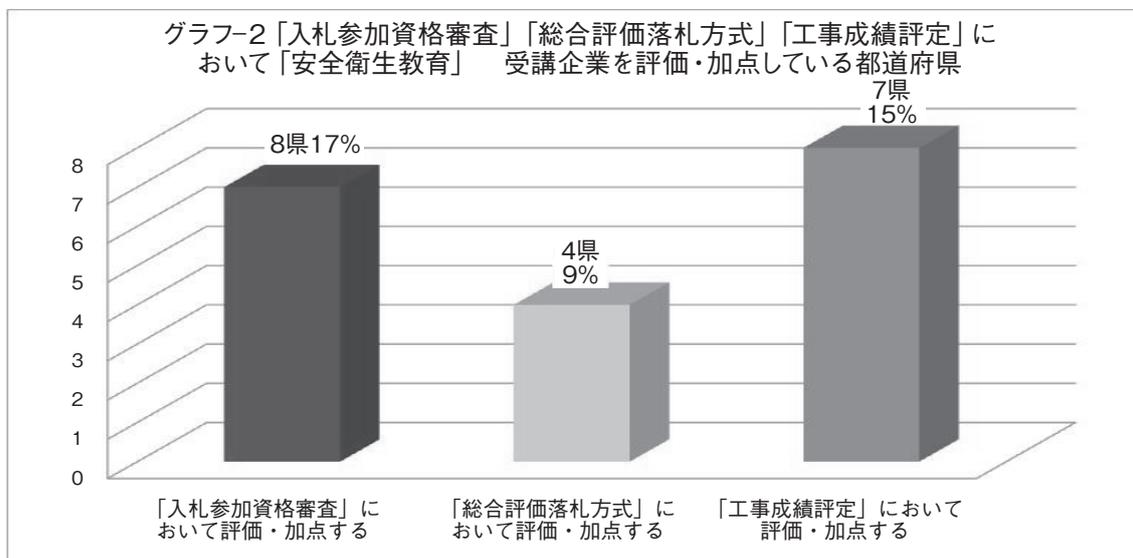
都道府県：宮城（1/100点）、群馬（0.8/100点）、大阪（点数不明）、
熊本(2/100点) 計4府県

②新規入場時教育

都道府県：埼玉（点数不明）、和歌山（3.73/100点） 計2県

③建災防が実施する教育

都道府県：愛媛（10.7/100点）



3 「厚生労働大臣表彰」、「全国建設業労働災害防止大会」等で表彰された企業の評価・加点

一部の県では、建設工事発注に際して労働災害防止に関する実績の高い企業を選定するため、「全国建設業労働災害防止大会」等で表彰された企業を「入札参加資格審査」、「総合評価落札方式」、「工事成績評定」の際に評価・加点措置を講じている。

(1) 入札参加資格審査における加点

申請企業が「厚生労働大臣表彰」あるいは、「全国建設業労働災害防止大会」で表彰された場合加点している都道府県（点数）は以下のとおり。

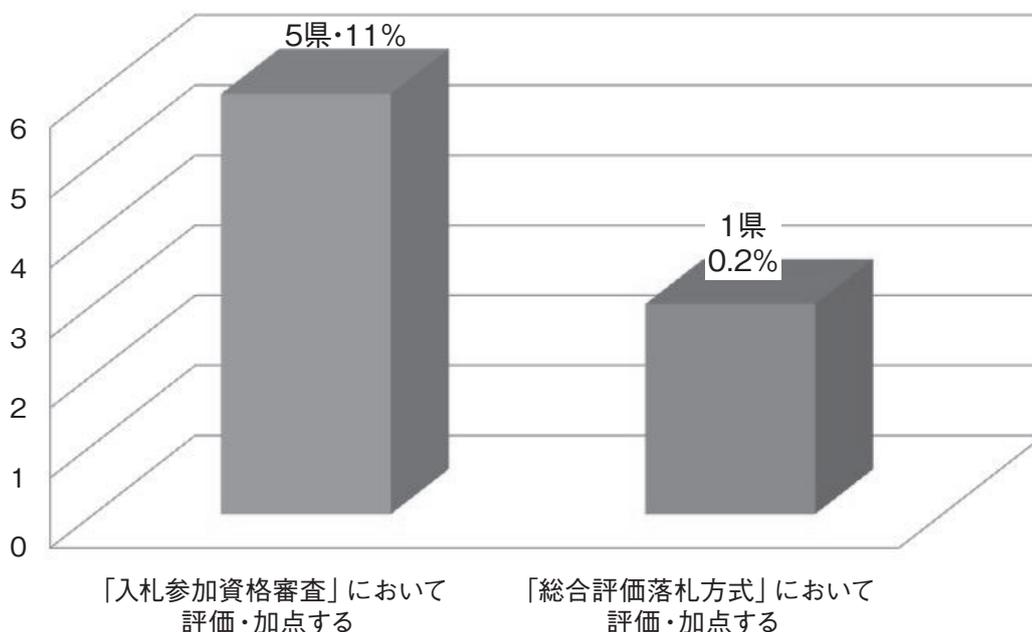
都道府県：宮城(10/185点)、長野(10/417点)、愛媛(10点)、
宮崎(5/262点)、沖縄(5点) 計5県

(2) 総合評価落札方式における加点

申請企業が「厚生労働大臣表彰」あるいは、「全国建設業労働災害防止大会」で表彰された場合加点している都道府県（点数）は以下のとおり。

都道府県：岐阜(1.5点) 計1県

グラフ-3 「入札参加資格審査」「総合評価落札方式」において「全国大会」等で表彰された企業を評価・加点している都道府県



4 その他の安全衛生活動に関する評価・加点

「工事成績評定」において、埼玉県では、社内パトロールを月に一度実施すること等で加点（点数不明）、宮崎県では建災防のパトロールに参加することで、20/100点加点される。

「安全活動の実施」で和歌山県 10.7/100点、新潟県で 7.5/100点加点される。沖縄県では、「安全衛生活動に積極的である」と認められた場合は加点（点数不明）される。

5 災害が発生した場合の「工事成績評定」における減点措置

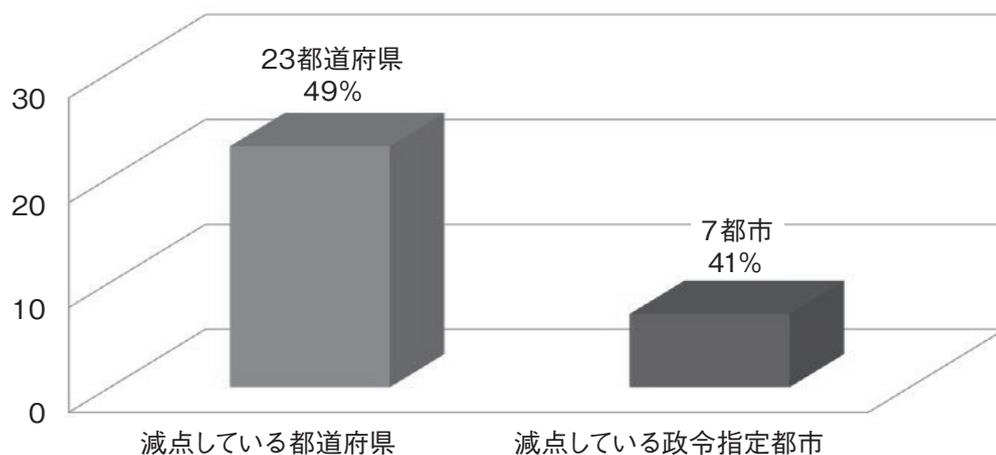
一部の都道府県・政令指定都市では、建設工事における労働災害の再発防止を図るため、災害を起こした企業を「工事成績評定」において減点し、安全意識の徹底を図っている。

工事受注企業が災害を発生させた場合減点している都道府県（減点数）、政令指定都市は以下のとおり。

都道府県：北海道(5点)、岩手(20点)、宮城(20点)、秋田(点数不明)、埼玉(3点)東京(5点)、新潟(20点)、石川(7点)、岐阜(20点)、静岡(点数不明)滋賀(20点)、和歌山(点数不明)、島根(20点)、岡山(点数不明)、広島(点数不明)、山口(3点)、徳島(点数不明)、香川(点数不明)、愛媛(点数不明)、高知(点数不明)、福岡(20点)、佐賀(点数不明)、宮崎(4点) 計 23 都道府県

政令指定都市：札幌市(点数不明)、新潟市(点数不明)、静岡市(20点)、浜松市(20点)、広島市(点数不明)、北九州市(20点)、福岡市(20点) 計 7 市

グラフ-4 災害が発生した場合「工事成績評定」において減点している都道府県・政令指定都市



6 建災防等の災害防止団体加入企業の評価・加点

多くの都道府県・政令指定都市では、建設工事の発注に際して、日常の安全衛生管理活動や労働者の災害防止に熱心に取り組んでいる企業を選定するため、「入札参加資格審査」、「総合評価落札方式」、「工事成績評定」において災害防止団体に加入している企業を評価し加点する措置を講じている。

(1) 入札参加資格審査における評価

①建災防会員証明書の添付（入札参加資格要件）

公共工事入札参加資格審査の際に、建災防会員証明書の提出を義務付けている（建災防会員でなければ申請できない）都道府県は以下のとおり。

都道府県：青森、千葉、福井、徳島、沖縄 計5県

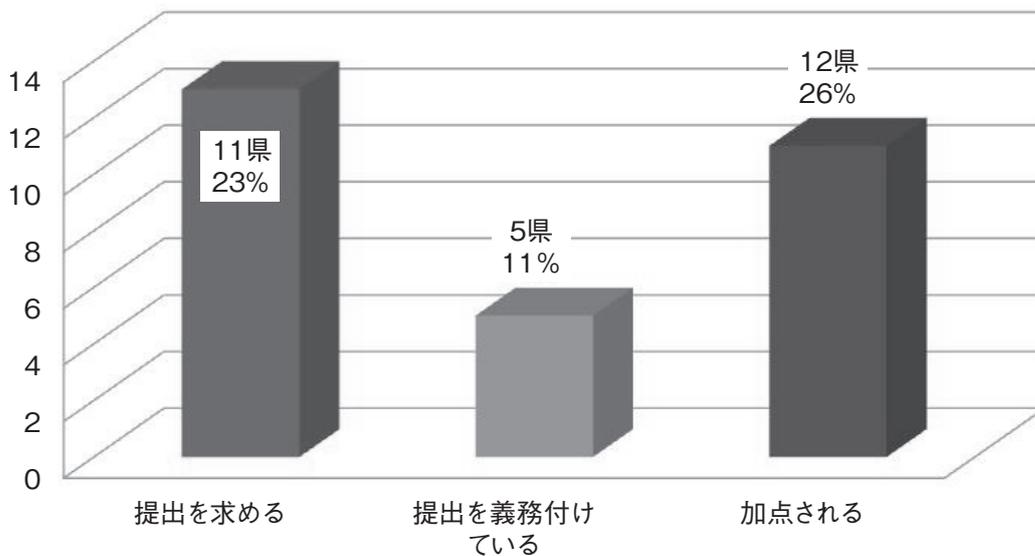
②建災防会員証明書の添付(入札参加資格審査の際の安全成績評価の参考資料)

地方自治体等の発注者が、公共工事入札参加資格審査の際に、義務づけではないが、建災防会員証明書の添付を求め、企業の安全衛生活動の評価の参考としている都道府県、政令指定都市は以下のとおり。

都道府県：茨城、栃木、群馬、埼玉、兵庫、広島、山口、愛媛、佐賀、長崎、宮崎 計11県

政令指定都市：千葉、横浜、川崎、神戸 計4市

グラフ-5 都道府県の「入札参加資格審査」における災害防止団体加入企業の評価（加入証明書の提出状況と評価）



③建災防会員に対する安全成績評価点の加算（入札参加資格審査における加算）

申請企業が建災防に加入していることを加算している都道府県（点数）、政令指定都市（点数）は以下のとおり。

都道府県：青森（5点）、茨城（5点）、群馬（0.5点）、埼玉（10/340点）、千葉（10/220点）、神奈川（3/120点）、福井（点数不明）、島根（5点 ※H21年～）、愛媛（5点）、佐賀（5/276点）、宮崎（5/262点）、沖縄（点数不明/150） 計12県

政令指定都市：千葉（10点）、横浜（10点）、川崎（10点）、計3市

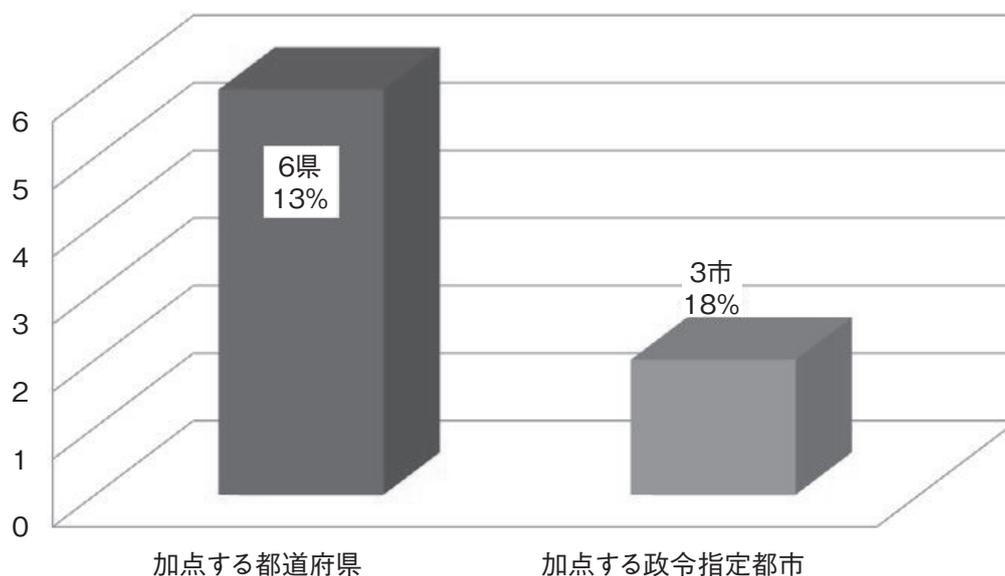
（2） 総合評価における加算

申請企業が建災防に加入している場合加算している都道府県（点数）、政令指定都市（点数）は以下のとおり。

都道府県：青森（5/120点）、栃木（1.0/125点）、群馬（0.5/100点）、神奈川（点数不明/110点）、香川（5/130点）、福岡（0.6～1.0点） 計6県

政令指定都市：横浜（点数不明）、川崎（点数不明）、静岡（0.5点） 計3市

グラフ-6 都道府県、政令指定都市の「総合評価」における災害防止団体加入企業の加算状況



(5) 建災防会員に対する安全成績評価点の加算（工事成績評価における加点）

工事受注企業が建災防に加入している場合加点している都道府県（点数）は以下のとおり。

都道府県：兵庫(3/100点)

7 公共工事発注機関の安全衛生経費の確保の状況

都道府県・政令指定都市では、発注工事における労働災害を防止するため、仮設機材、ガードマン雇上費、カラーコーン・バリケード、トンネル工事における呼吸用保護具等を安全衛生経費として計上している。

また、安全経費としての資機材等の仕様を明確にし、経費の面から安全衛生管理活動を促進するため都道府県の7割以上が「積み上げ計上」を採用している。

地方自治体等の公共工事発注機関では、工事発注の際の積算方法として以下の方式を採用している。

(1) 「率計上」

都道府県：青森、福島、神奈川、福井、岐阜、京都、奈良、岡山 計8県

政令指定都市：横浜、川崎、京都、広島 計4市

(2) 「積み上げ計上」

都道府県：秋田、富山、三重 計3県

(3) 「率計上積み上げ計上を併用」

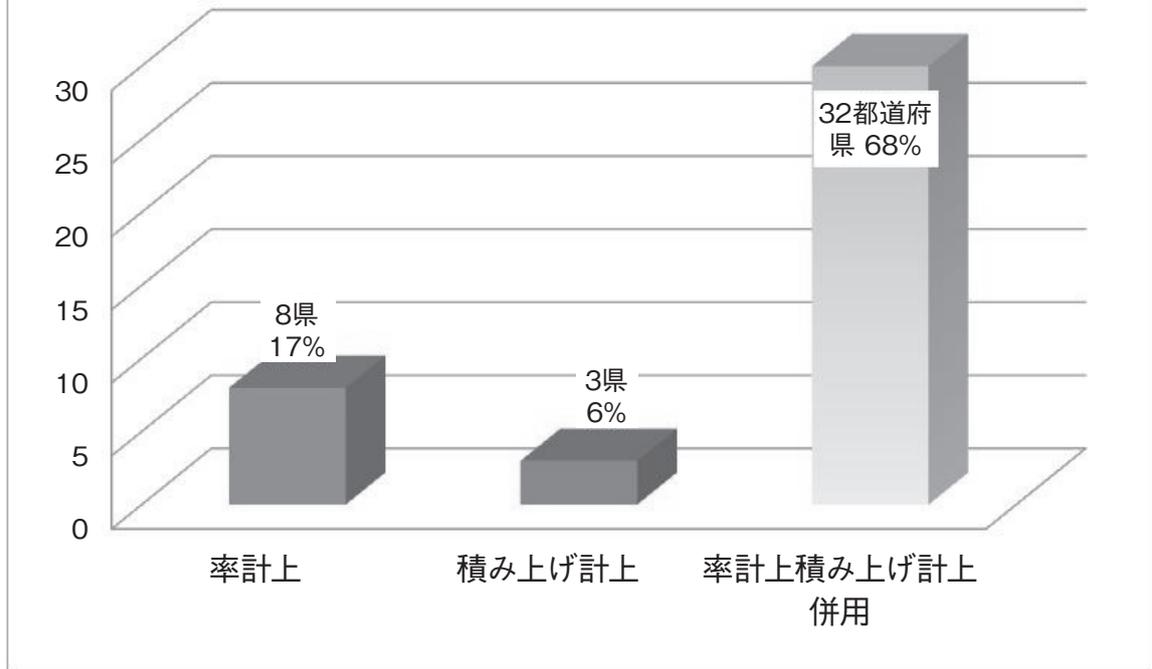
都道府県：北海道、岩手、宮城、山形、茨城、栃木、埼玉、東京、新潟、石川、山梨、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 計32都道府県

政令指定都市：札幌、仙台、新潟、静岡、名古屋、神戸、北九州、福岡 計8市

(4) 安全経費の工事費全体に占める比率

工事費全体に占める安全経費の割合は、福井県（0.1～0.5%）、岐阜県（3.9%）、京都市で（3～5%）となっている。

グラフ7 都道府県が発注する建設工事発注の際の積算方法
(都道府県)



(5) 安全経費として計上している具体的な資機材等

地方自治体等の公共工事発注機関では、工事費の積算を行う際、「積み上げ計上」の中で安全経費として以下の資機材等を計上している。

- (1) 「仮設機材」を計上している自治体 (26 都道府県 4 市)
- (2) 「ガードマン雇上費」を計上している自治体 (26 都道府県 8 市)
- (3) 「カラーコーンバリケード等」を計上している自治体 (28 都道府県 6 市)
- (4) その他資機材は以下のとおり

工事標識、信号機や規制用電光盤、警報装置(急傾斜工事)、高圧作業の予防に関する費用、照明等のイメージアップに要する費用、トンネル工事における呼吸用保護具(電動ファン付)、粉じん作業の予防に要する費用(但し「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」による)トンネル工事の土止め鋼矢板、ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用、安全用品に関する費用、安全委員会に関する費用、交通整理に関する費用、河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用等。

資料No. 3

民間工事（公共性の高い工事）発注者が実施している
労働安全衛生管理活動等に関するヒアリング調査結果

民間工事（公共性の高い工事）発注者が実施している安全衛生管理活動等に関するヒアリング調査結果

I 調査実施時期及び調査方法

- (1) 調査時期 : 平成 20 年 10 月～11 月
- (2) 調査の方法 : 公共性の高い工事を発注している企業を調査員が訪問し発注担当者からヒアリング調査を行った。

II 調査実施対象

電気、ガス、鉄道、道路等インフラ整備の公共性の高い工事を発注している企業5社。

III 公共性の高い工事発注企業が実施している労働災害防止に関するインセンティブ措置や活動等に関するヒアリング調査結果

1 労働安全衛生に関するCSR

質問1：労働安全衛生活動（労働者の災害を防止するための活動）をCSRの一環と考えていますか。

- (1) 会社の2008年の目標として、「リスクアセスメント」に基づく労働安全衛生活動を推進する人材の育成や、重大災害の再発防止策の水平展開を重点的に実施」を掲げ、ホームページに載せている。
- (2) 重要と考えている（4社）

2 入札方式

質問：入札方式はオープンかクローズか。

- (1) 一般競争入札。
- (2) 総合評価落札方式。
- (3) 工事発注企業の登録制度を採用しており、2年間有効、登録時の審査は国交省の経審に準じている。
- (4) 工事請負契約を締結した企業に対して工事を発注している。
- (5) 指名競争入札。

3 入札又は発注企業を選定する際の建設企業の労働安全衛生管理活動の評価・内容

質問 1：企業の過去の災害発生状況、労働安全衛生管理活動の取組姿勢、工事に従事する者の安全衛生教育受講歴や資格取得状況等を企業選定の際の評価項目としていますか。

- (1) 「経営審査制度」の工事会社各付基準を満たした会社を選定。その審査で、企業の過去の災害発生状況、資格（地山掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者、玉掛技能講習）取得状況に関する項目あり。
- (2) 自社が指定する教育（安全衛生管理も含む）を受け、合格した者を配置することが条件となっている。

質問 2：労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS、COHSMS）の認証取得を評価項目としていますか。

- (1) 無し。

質問 3：その他で評価対象としている事項があれば具体的内容を教えて欲しい。

- (1) 過去の工事成績

4 安全衛生活動に関するインセンティブ

質問1：安全衛生管理に関する発注者の指摘事項を是正しなかったり、災害を起こした企業や安全衛生管理活動に真剣に取り組まない企業に対して勧告やペナルティーを課すことは有りますか。

- (1) 注意・勧告を行う。
- (2) 工事会社が起因する重大な事故等に関する処分について定めた「ペナルティー制度」により（警告、発注停止、契約解除）対応している。
- (3) 不適切な状況があった場合、対策についてマニュアルを作成し指示を出している。軽微な違反であれば注意を行うが、それでも改善が見られない場合は局長注意を発令。

質問2：災害が発生した場合、発注者としてどのような対応を取っていますか。

- (1) 1～6ヶ月の入札参加停止措置。
- (2) 一定期間発注控え措置を取る（^ハルティでは無い）、この期間に当該企業は再発防止対策や災害発生原因を考えることとしている。
- (3) 事故や災害を起こした会社に対し、「施工評価制度（自社規程）」に基づき、減点（累積により次年度の工事発注量に影響）や資格上の措置（監督者や工事士等に対し、嚴重注意や資格取り消し）を行っている。
- (4) イン트라ネットで本社にある大画面のモニターにリアルタイムで同社が発注した工事で発生した災害状況、現場写真を流しており、発注企業の社員は誰でも見られるようになっている。
- (5) 再発防止対策を発注者と受注企業が一緒に考えることとしている。
- (6) 災害事例及びその対策について、他の全工事現場の、朝礼、KY等で紹介し水平展開を図っている。

質問3：無事故での竣工や安全衛生管理活動を積極的に行った企業の表彰や次回の入札の際に評価・優遇すること等はありますか。

- (1) 年に1度、無災害労働時間に関する表彰を行っている。
- (2) 年に1度、優良な監督者・工事士に対する表彰を行っている。
- (3) 優良な企業に対して局長あるいは社長の感謝状を交付。
- (4) 「施工評価制度（自社規程）」に基づき年に1度優良な企業に対してボーナス発注（特命発注）を行う。

5 安全衛生経費

質問 1：安全衛生経費は工事費用と別立てですか、工事費に含まれていますか。

- (1) 小規模工事は率計上、大規模工事は積上げ計上。
- (2) 「リバースオークション」というシステムを導入しており、落札後工事内容、受注額について再度交渉で決定する。
- (3) 共通仮設費として工事費の中に含まれる（国交省に準ずる）。

質問 2：安全衛生経費としてどのような物を計上していますか、安全衛生経費に関する仕様書はありますか。

- (1) バリケード、安全用品、委員会開催費、保安要員
- (2) 健康診断、医師配置、看護師配置、教育費用
- (3) 列車接触防止機器、防護柵、ガードマン、列車接近警報装置
- (4) 特別な仕様書は無い。

6 工事成績評定

質問 1：工事終了後、災害の有無や安全管理を含めた工事成績評定を行っているか。

- (1) 実施している(2社)。
- (2) 実施してない。
- (3) 「年次施工評価」及び「経営審査」を年1回実施している。

質問 2：工事成績評定は次回の入札に反映させていますか。

- (1) 工事成績評定が工事発注部署にも回覧され、次回の入札時の参考としている。
- (2) 「年次施工評価」は次年度のボーナス発注（特命発注）に、「経営審査」は工事格付けに基づくエリア一括特命発注に反映させている。
- (3) 特に無し。
- (4) 次回の入札に反映

質問3：優良企業として登録するような制度はありますか。

- (1)有る。
- (2)無し(2社)。
- (3)工事会社の格付けを実施、ス-パー、A、Bの3段階評価。

7 その他発注者自ら行っている安全衛生管理活動はありますか。

- (1)パトロールの実施。
- (2)当社員である現場管理員が、工事が輻輳する現場の統括的指導を行っている。
- (3)ヒヤリ・ハット活動の実施。
- (4)安全大会の開催。
- (5)事故防止大会の開催。
- (6)保安キャンペーンの実施。
- (7)無災害の発注者表彰。
- (8)発注者の社長パトロール。
- (9)複数業者間でお互いの現場を相互チェックを行い、その結果についての評価会を行う。
- (10)安全研究会の開催。
- (11)発注者が主催するKYトレーニング講習会等に参加させる。
- (12)災害のDB化。
- (13)外部機関（建災防）による安全診断を複数の現場をまとめて受けさせる。
- (14)請負会の社長に対して直接注意・勧告を行う。